

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

豊橋市長

市町村名 (市町村コード)	豊橋市 (23201)
地域名 (地域内農業集落名)	中央部
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月6日 (第1回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none">・施設園芸(大葉、トマト)、露地栽培(キャベツ、ブロッコリー、白菜、スイカ)が中心。・畜産(牛、豚、鶏、うずら)、水田もあり。・水田、畑作、施設園芸、畜産と様々な農家が混在している地域がある。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none">・耕作者、所有者の高齢化が進み、後継者が不足している。事業継承、バトンタッチをどのように進めるかが課題。・小規模区画が多く、大区画化が出来ていない。また、農地の集約も進んでいない。・用水等のインフラの整備、維持が出来ていない。特に近年多発するような集中豪雨による被害を受けると、補修が間に合わない。・貸手には用水費などの負担があり、メリットが少ない。・借手も儲からず、賃料を高く支払う余裕がない。・出し手と受け手、双方の理解と協力が必要である。・好条件の農地を借りる際、悪条件の農地も抱き合わせで借りないといけない場合がある。悪条件の農地は耕作できないが、除草などの管理をしなければならず、負担が大きい。・耕作放棄地の増加。悪条件の農地は耕作者が見つからない。処分も出来ず所有者の負担となっている。・中間管理事業の認知度が低い。中間管理事業での契約を敬遠され、相対のままの契約が多くある。・中間管理事業(借上げして農家へ配分)が機能していない。・開拓後80年近くが経過している。雑木が巨大化しており、日陰や落葉によって、農作物の品質低下の被害がある。・利益がない品目が多く離農者が増えた。・販路が限定されている。また、農産物は薄利多売。・大規模に展開する法人が撤退した場合、残される農地も大規模であり、引き取り手が不足する懸念がある。・実際の耕作者情報が分からず、貸借などに繋がらない場合がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none">・施設園芸(大葉、トマト)、露地栽培(キャベツ、ブロッコリー、白菜、スイカ)、畜産(牛、豚、鶏、うずら)、水田等を引き続き営農する。・経営が成り立つ儲かる農業を目指し地域に還元する。地域の大人も子供も農業に理解を持つ。・エリアごとに作物を分けることを検討する。・大規模な法人に任せず、現農家の規模拡大を最優先に考える。・新規就農者を含め若い人たちがやる気や夢を持てる農業を目指す。
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,408 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	- ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

<p>以下の農地における営農型太陽光発電事業の実施について、協議の場(令和7年10月14日開催)と、その後の追加提出資料において、地域計画の区域内の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊橋市豊栄町809番1 ・豊橋市豊栄町809番2 ・豊橋市豊栄町810番
--

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1) 農用地の集積、集約化の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模農家や拡大意向の強い農家を中心にゾーニングを図りながら集積・集約化を進める。
<p>(2) 農地中間管理機構の活用方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の集積・集約を農地中間管理機構を周知、活用して実施する。 ・農地中間管理機構の活用が円滑に進むように市やJA等と連携して農業を担う者や土地所有者を支援する。 ・中間管理機構が機能して借上げ地の配分が行われるように働きかける。
<p>(3) 基盤整備事業への取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担い手や土地所有者のニーズを踏まえ、必要に応じて農用地の大区画化(畔の撤去なども含む)・汎用化等のための基盤整備事業を検討する。 ・作付け可能な農地状態にする整備。 ・個人負担があると難しいため、農地中間管理機構関連農地整備事業も検討。
<p>(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の担い手と調整した後も耕作者が足りない場合は、新規就農者や外部からの経営体(法人含む)の受入れを検討し将来地域農業を支えられるよう、市、農業委員会、JA等と調整しサポートに取り組む。
<p>(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて農作業委託を検討、活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ⑤放棄地に果樹を植えて産地化。
- ⑦JGAPを取得し、顧客の要望に対応する。
- ⑨営農型太陽光発電を実施する場合、市、農業委員会、豊橋農業協同組合等と協議し、合意を得る。